研究機関名:東北大学

受付番号	:	2015-1-498
X 1 1 H ' / /	•	2010 I 100

研究課題名

鑑定利用を確立するための法医試料からの危険ドラック迅速検出法の検討

実施責任者(所属部局・分野等・職名・氏名):

医学研究科・公共健康医学講座(法医学分野)・講師 臼井聖尊

研究期間 西暦 2015 年 6 月 (倫理委員会承認後) ~2017 年 6 月

対象材料

☑過去に採取され保存されている人体から取得した試料

□病理材料(対象臓器名:) □生検材料(対象臓器名:)

☑血液材料 □遊離細胞 ☑その他(肝臓、腎臓、脳、脂肪、心臓、肺)

□研究に用いる情報

□カルテ情報 □アンケート □その他

対象材料の採取期間:西暦 2014年1月~西暦 2014年12月

対象材料の詳細情報・数量等:

(対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。) 危険ドラッグの使用が確認できた法医解剖事例における血液(×5)及び臓器(×各5)。

研究の目的、意義

危険ドラッグの急速な広がりにより、死亡事故が多数発生し、世界的な問題になっています。 当法医学分野においても危険ドラッグによる解剖事例が増加しており、死因究明や事件捜査の ため、解剖時に採取された試料からの迅速な危険ドラッグの検出が求められています。

危険ドラッグのなかには、血中濃度が非常に低いため、通常の測定機器では検出されないこともあります。一方、これらの危険ドラッグは各種臓器に移行しやすく、血中に比べて高い濃度で未変化体を検出できるとの報告があります。しかし、臓器中の危険ドラッグを検出するためには、複雑な試料の前処理が必要であり、非常に煩雑で時間が掛かっているのが現状です。そこで、前処理の要らない検出法を確立し、臓器から迅速に危険ドラッグを検出し法医鑑定へに役立てようとするのが本研究の目的です。

実施方法

2014年1月~2014年12月までに、危険ドラッグの使用が確認できた法医解剖事例において 採取された血液及び各臓器(肝臓、腎臓、脳、脂肪、心臓、肺)を対象としています。

これら試料は既に解剖時に付番された解剖番号のみで管理されており、個人情報を知ることは出来ないようになっています。分析機器取扱者への送付時には、解剖番号自体を更に連結可能匿名化しますので、実施責任者と個人情報管理者以外は誰の試料であるかはわかりません。測定時は、原則的に実施責任者が立ち会い、プローブエレクトロスプレー法とタンデム型質量分析計の測定条件の最適化を行ない、前処理なしに目的化合物が検出できるか確認します。なお、測定後の試料残余は再鑑定の必要性から全て回収・再保存します。

研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法

今回の症例は法医解剖事例であり、鑑定書自体は嘱託先である捜査機関に送付しているため、 当分野で入手・閲覧はできません。ただ今回の迅速法の計画書ならびに方法の入手・閲覧に関 しては、最下段の問い合わせ先にご連絡していただければ、対処いたします。

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又 は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】 http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科 法医学分野

舟山眞人 匝 022-717-8110

臼井聖尊 ℡ 022-717-8110